

総合図書館別館ライブラリープラザ利用内規

平成30年9月26日

総合図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、総合図書館別館ライブラリープラザ（以下、「ライブラリープラザ」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 ライブラリープラザは、東京大学における学習、教育及び研究に資する、次の目的で使用することができる。

- (1) セミナー、講演会、展示会等
- (2) グループ学習、ディスカッション、研究会等
- (3) 個人学習

(開室日・開室時間)

第3条 ライブラリープラザの開室時間は、総合図書館本館の開室時間に準ずる。開室日についても、本館と同様の手続きにより年間の予定を定めるものとする。

(利用者等)

第4条 ライブラリープラザを利用できる者は以下のとおりとする。

- (1) 東京大学の学生、研究生及び聴講生、教員及び職員
 - (2) その他、総合図書館長が特に認めた者
- 2 前項第1号の利用者は、第2条第1号の目的のためにマルチモニターを中心としたエリア、同条第2号の目的のために大テーブルのうち総合図書館が指定したものについて、予約して利用することができる。この場合の利用において、学外者が参加することができる。予約に関し必要な事項は別に定める。

(利用上の遵守事項)

第5条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する内容、差別を助長するような内容の活動は行わないこと。
- (2) 特定の団体の宣伝、勧誘を目的とする活動は行わないこと。
- (3) 専ら営利を目的とする活動は行わないこと。
- (4) ライブラリープラザの施設、設備及び貸出機器を故意又は不適切な利用により損なわないこと。

- (5) 必要以上の大声や機器の騒音、予約対象外の場所の占有など、周辺の利用者の迷惑となる行為は行わないこと。
 - (6) 予約時の申請書に記載された事項と異なる利用をしないこと。
 - (7) その他、ライブラリープラザの注意事項及び職員の指示に従うこと。
- 2 前項各号に反する行為を行った利用者に対しては、当該利用の中止又は退去を命じる等、必要な措置を講じることができる。

附 則

この内規は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。